

和歌山県監査公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 13 日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3 の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1) ～ (3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
公立紀南病院	令和 7 年 3 月 19 日
学校法人昭和幼稚園	〃
社会福祉法人博愛会	〃
社会福祉法人串本福祉会	〃
新宮商工会議所	〃
学校法人田原学園	〃
熊野御坊南海バス株式会社	〃
一般社団法人和歌山県私学振興基金協会	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
公益財団法人わかやま移植医療推進協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
和歌山県信用保証協会	〃
公益財団法人和歌山県栽培漁業協会	〃
公益財団法人和歌山県水上安全協会	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟 (和歌山県点字図書館指定管理者)	〃
一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会 (和歌山県聴覚障害者情報センター指定管理者)	〃
和歌山マリーナ運営コンソーシアム (和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)指定管理者)	〃
和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム (和歌山県立紀北青少年の家指定管理者)	〃
クリーン興商株式会社 (和歌山県立白崎青少年の家指定管理者)	〃
特定非営利活動法人潮岬おもしろんど体験学習推進協議会 (和歌山県立潮岬青少年の家指定管理者)	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

5 監査委員の除斥

和歌山県住宅供給公社の監査において、監査対象期間中に同公社役員であった玄素彰人委員及び監査実施時に同公社役員である山家敏宏委員について、和歌山県信用保証協会の監査において、監査実施時に同協会役員である玄素彰人委員について、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。